

「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」の 中間見直しについて

令和7年8月19日

環境局循環社会推進課

1

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

2

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

3

「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について

(1)計画の位置づけ

- 1) 廃棄物処理法で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」
- 2) 食品ロスの削減の推進に関する法律に規定される「市町村食品ロス削減推進計画」
- 3) 北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の部門別計画

平成23年に策定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の取組みの方向性や基本理念を引き継ぎつつ、地域社会を構成する各主体に地域団体を加え、さらに近年世界的にも課題になっているSDGsの実現や、脱炭素社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするため、下記を基本理念として定め、令和3年8月に策定したものを。

(2)基本理念

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現に向けて主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、“持続可能な都市のモデル”を目指す。

(3)計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

4

「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について

(4)取組みの方向性

1 3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築

- 家庭ごみ・事業系ごみの減量・資源化の推進
- プラスチックごみ対策
- ごみ処理の広域連携 など

2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

- 環境教育・環境学習の推進
- 環境を意識したライフスタイルの見直し
- 地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進

3 脱炭素社会・自然共生社会への貢献

- 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献
- 自然共生・まち美化対策の推進 など

4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

- 環境産業の創出・育成・支援
- 新たな技術や研究開発の推進・高度リサイクルの推進 など

(5)計画見直しの必要性

- 本市の状況・計画の進捗、他の計画との整合
 - 国における廃棄物行政の最新の動向
- } を踏まえ、本市の取組みを検証し、計画を見直す必要

「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について

| 計画目標の項目 | 2019 (令和元)年度 (基準年度) | 2023 (令和6)年度 | 2025 (令和7)年度 (中間目標年度) | 2030 (令和12)年度 (最終目標年度) |
|------------------------------------|------------------------|------------------|--------------------------|---------------------------|
| 市民1人一日あたりの家庭ごみ量 | 468g | 418g | 440g以下 | 420g以下 |
| 事業系ごみ量 (市の施設で処理した量) | 180,582トン | 153,267トン | 167,192トン以下 | 157,682トン以下 |
| リサイクル率 (一般廃棄物) | 28.0% | 26.3% | 30%以上 | 32%以上 |
| うち、家庭系リサイクル率 | 33.1% | 28.1% | 34%以上 | 36%以上 |
| 一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量※ | 88千トン | 95千トン (速報値) | 60千トン以下 | 60千トン以下 |
| 産業廃棄物の最終処分量 | 203千トン (H30実績) | 283千トン (R4実績) | 185千トン以下 | 170千トン以下 |

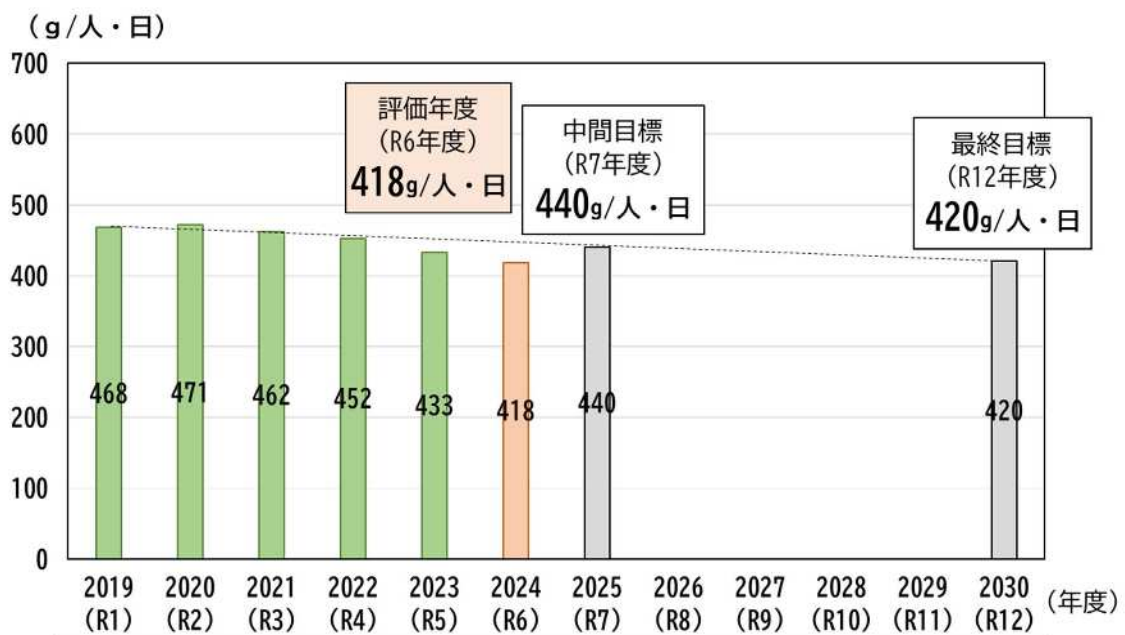
※ CO₂排出量は、一般廃棄物の処理で発生したCO₂量から、焼却工場で発電することで削減したCO₂量を差し引いて算出

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

7

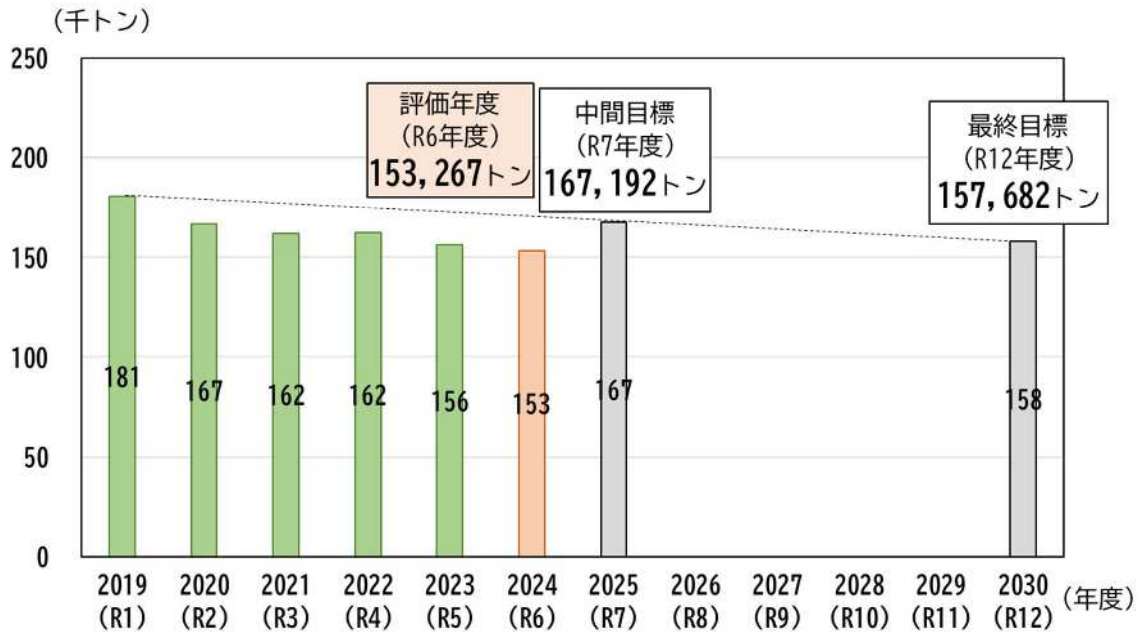
計画目標の項目：市民1人一日あたりの家庭ごみ量



- ・基準年度（令和元年度）以降、プラスチック一括回収等により順調に減少し、中間目標（令和7年度）を前倒して達成
- ・本計画の中間見直し（令和7年度）において目標値の再検討が必要

8

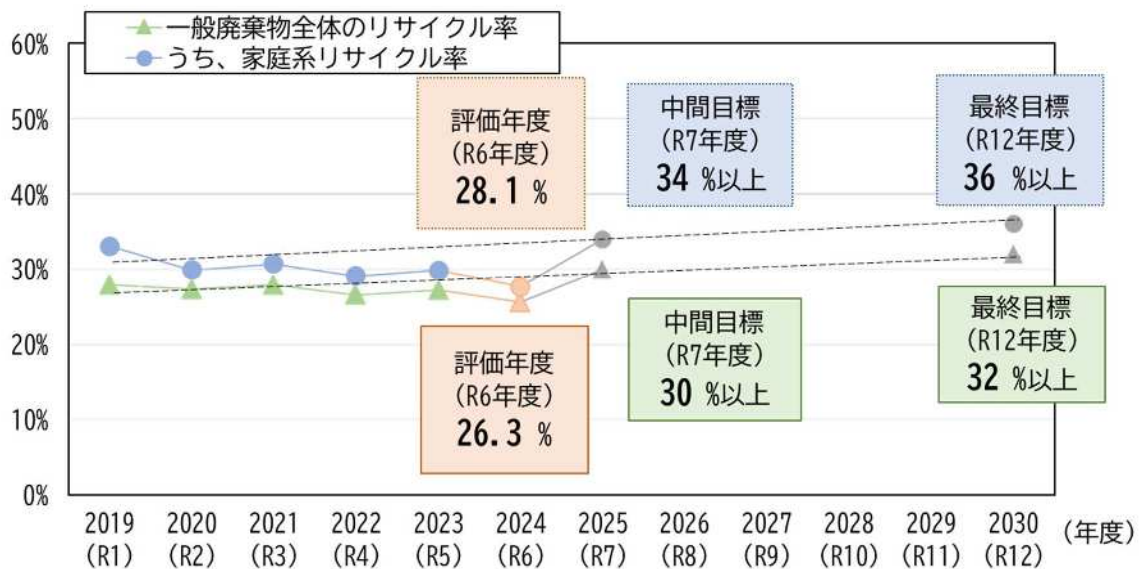
計画目標の項目：事業系ごみ量（市の施設で処理した量）



- ・焼却工場での検査強化や事業所訪問による指導等により、減少傾向。
- ・目標値を前倒しで達成した一方、他の政令市と比べると本市の事業系ごみ量は多く、更なる減量リサイクル対策が必要。
- ・北九州市環境基本計画（令和6年10月）において、新たな令和12年度目標値（令和4年度比20%減）を設定。

9

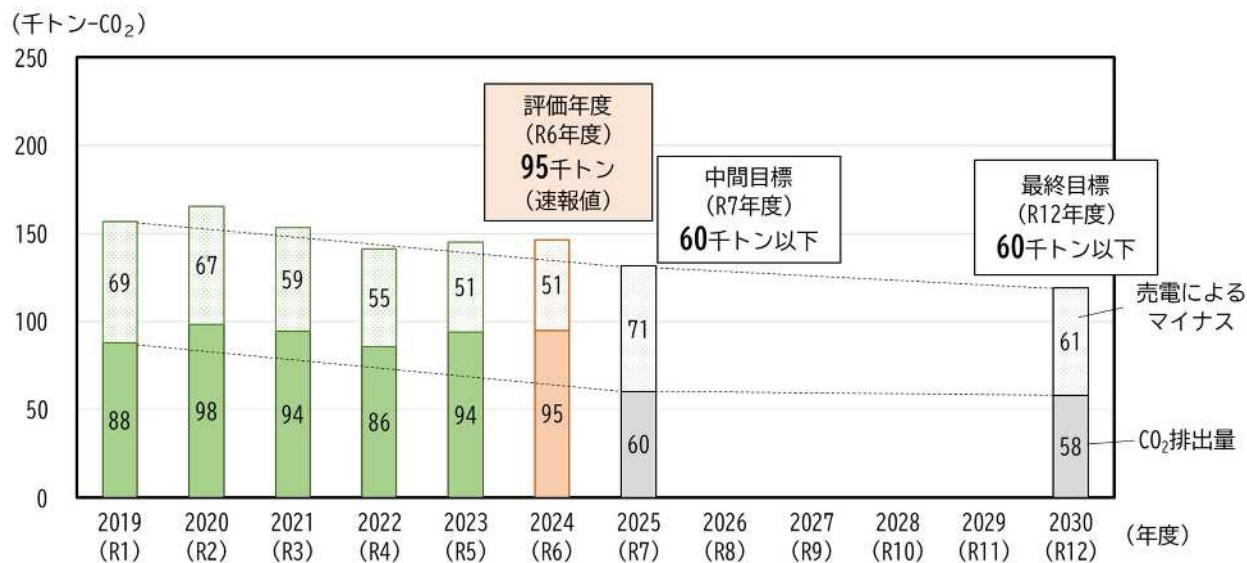
計画目標の項目：リサイクル率（一般廃棄物）



- ・紙の流通量の減少や容器の軽量化等の影響により、全体的に資源化物の回収量が減少していることが要因と推測。
- ・目標のあり方を含めた再検討が必要。

10

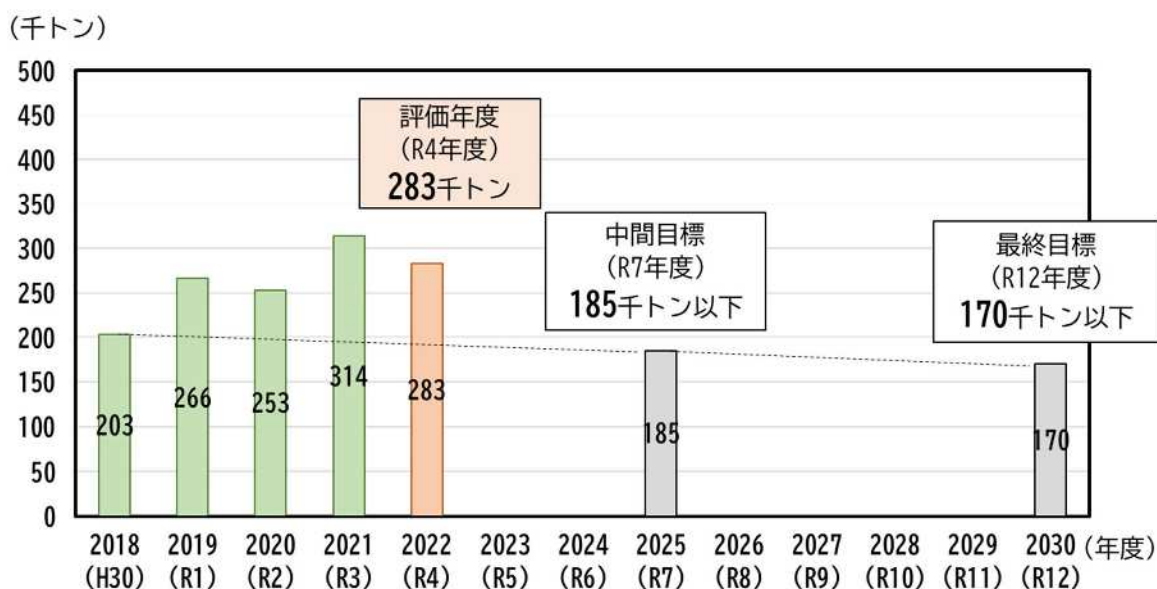
計画目標の項目：一般廃棄物処理に伴い発生するCO₂排出量



- ・収集運搬、焼却、最終処分が発生したCO₂の総量は概ね減少傾向。
- ・焼却工場で発電し、外部へ供給した電力のCO₂換算（供給量×CO₂排出係数）が、供給量の減少や排出係数の低下（電気事業低炭素協議会平均値）により減少したことから、「売電によるマイナス」が減少傾向。
- ・今後は、新日明工場稼働により、「売電によるマイナス」の増加が見込まれる。

11

計画目標の項目：産業廃棄物の最終処分量



- ・産業廃棄物の排出量は、景気等、社会経済状況の影響を受け変動する
- ・令和3、4年度における最終処分量の増加は、一部の業種で生産量が増加したことが原因と推定される
- ・本計画の中間見直しにおいて、再生利用推進の方策を含め、目標のあり方の再検討が必要

12

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

13

(1) 3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築



1 プラスチックごみ対策

- ・家庭から排出されるプラスチック資源の一括回収を開始 (R5年10月～)
令和6年度のプラスチック再資源化量：6, 108トン (うち製品プラスチック253トン)
- ・市内での資源循環を目指し、九州初のプラ新法による再商品化計画の認定 (R6年3月)



【ペレット】

市内に拠点を置く企業が製造



【学校用引き出し】

市内に拠点を置く企業が製造



【市内店舗で販売】

2 食品ロスの削減

- ・市内のフードドライブの後援や開催情報を市HPで広報 (R6年度末現在：14団体95施設)
- ・食べきりBOX「ドギーバック」を作成し、市内の希望する飲食店舗へ配布
(R6年度末現在：53店舗に2,500個を配布)

14

(2) 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展



1 市民に対する環境教育の推進

全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進し、一貫した環境教育の充実を図る。

R6年度成果（環境ミュージアム利用者数 84,457人、

エコライフステージ 参加者数 101,268人(オンライン含む)、環境首都検定 3,694人)

2 地域コミュニティやNPOの環境活動の推進

道路、河川等の清掃活動の実践や地域の公園やごみステーションの美化に貢献しているなど、美しいまちづくりに顕著な成果をあげている個人・団体に対し、感謝状を贈呈

R6年度成果（市長感謝状 13人・4団体）

15

(3) 脱炭素社会・自然共生社会への貢献



1 廃食用油リサイクルの推進

市民センターを中心に回収ボックスを増設し、回収体制を強化

(R6年度：回収拠点 81か所、回収量 68k l)

2 廃棄物発電の有効活用

焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して発電し、電力会社等へ供給することにより、発電時に発生する温室効果ガスの削減に貢献する。

R6年度のCO2削減実績（3工場合計）

供給電力量：121,751,529[kwh]

CO2削減量：51,378[tCO2]

16

(4) 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と 環境国際協力・ビジネスの推進



1 環境産業の創出

エコタウン企業が太陽光パネルのリサイクルシステムを構築し、高度リサイクルが可能な新工場が稼働開始

2 国際協力・ビジネスの推進

アジアカーボンニュートラルセンターを中心に、アジア諸都市とのネットワークや環境省、JICA等の資金を活用しながら、市内企業の海外ビジネス展開を行い、R6年度までに100を超える都市で企業と連携し、300件以上のプロジェクトを実施。

17

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 22～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 28～) |

18

本市のごみ処理体制：処理施設の概要

※処理量・埋立量（R6）は、市内の産業廃棄物・他都市ごみ・災害廃棄物を含む。

| | 名称 | 所在地 | 処理能力 | 処理量（R6） | 処理対象 | 稼働(年度) | 使用年限(年度) |
|--------|-------------------|------|----------------------|-------------------|--------------------------------|--------|----------------|
| 焼却工場 | 日明工場 | 小倉北区 | 【旧工場】600トン/日 | 77,953 ト | 一般ごみ (一部破碎ごみ) | H3 | R6 |
| | | | 【新工場】508トン/日 | 25,909 ト | | R7 | R26頃 |
| | 皇后崎工場 | 八幡西区 | 810トン/日 | 159,104 ト | H10 | R17頃 | |
| | 新門司工場 | 門司区 | 720トン/日 | 115,654 ト | H19 | R19頃 | |
| 破碎中継施設 | 日明工場 不燃粗大仮置場 | 小倉北区 | 30㎡ | - ト | 粗大ごみ | R2 | R8頃 |
| 選別施設 | 日明かんびん 資源化センター | 小倉北区 | 32.59トン/5h | 5,229 ト | かん・びん ペットボトル 紙パック トレイ | R3 | R33頃 |
| | 本城かんびん 資源化センター | 八幡西区 | 63トン/5h | 3,982 ト | | H9 | R9頃 |
| | 名称 | 所在地 | 容量 | 埋立量（R6） | 残容量（R7.3） | 稼働年度 | 使用年限(年度) |
| 最終処分場 | 響灘西地区 廃棄物処分場 | 若松区 | 7,150千m ³ | 81千m ³ | 511千m ³ | H10 | R13頃 |
| | 響灘東地区 廃棄物処分場 | 若松区 | 2,534千m ³ | 建設中 | - | R14頃 | R31～64頃 【注】 |

【注】：産業廃棄物の受入条件等について、今後然るべき時期に決定することとしており、受入条件により埋立期間は17～50年程度。

- ・皇后崎工場の使用年限が近づいており、将来の施設更新等の検討が必要。
- ・本城かんびん資源化センターは、老朽化により新施設を建設中。
- ・現行の響灘西地区廃棄物処分場の残容量が少なく、令和7年度から産業廃棄物の受入れを停止中。

19

本市のごみ処理体制：ごみ処理能力

| | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | |
|-------------------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1)焼却工場の状況 | | 新門司 延命化工事 | | | | | | | | | | |
| | | 新日明 稼働 | | | | | | | | | | |
| | | 皇后崎 改良整備 | | | | | | | | | | |
| | | 処理能力 (千t/年) | 新門司 | 123 | 123 | 123 | 135 | 135 | 135 | 135 | 135 | 135 |
| | 日明 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | |
| | 皇后崎 | 177 | 177 | 166 | 166 | 166 | 166 | 177 | 177 | 177 | 177 | |
| | 小計① | 420 | 420 | 409 | 421 | 421 | 421 | 432 | 432 | 432 | 432 | |
| 搬入量予測 (千t/年) ② | | 389 | 383 | 377 | 383 | 366 | 369 | 364 | 360 | 355 | 352 | |
| 工場余力 (千t/年) = ①-② | | 31 | 37 | 32 | 28 | 55 | 52 | 68 | 72 | 77 | 80 | |

(2) 最終処分場の状況 (現行処分場)

・焼却工場には余力があるが、最終処分場の容量が少なく、一般廃棄物処分場の長期安定的な確保が課題。



20

本市のごみ処理体制：他都市ごみの受入れ

(1) 基本的な考え方

○「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地域全体の環境保全や循環型社会を推進する観点から受入れ

(2) 受入れ三原則

○本市のごみ処理に支障が生じるものではないこと

○本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと

○本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

(3) 受入れ実績

| 自治体 (括弧；受入開始年) | 総人口(R5) (環境省調査) | 種類 | 手数料 | 受入実績 (R6) | 受入金額 (R6) |
|---------------------------------------|--------------------|--------|----------------------------------------------|--------------|--------------|
| 直方市 (H13～) | 55,292人 | ペットボトル | 42,000円/ト | 108ト | 約3.5億円 |
| | | プラスチック | 44,000円/ト | 161ト | |
| | | 粗大ごみ | 31,000円/ト | 93ト | |
| 行橋市・ みやこ町 (H17～) | 90,536人 | 可燃ごみ | 20,000円/ト R7-8：23,000円/ト R9～：25,000円/ト | 16,427ト | 約5.0億円 |
| 中間市・芦屋町・ 水巻町・岡垣町・ 遠賀町 (H19～) | 130,940人 | | | 24,695ト | |
| 合計 | | | | 30,998ト | 約6.2億円 |
| 合計 | | | | 72,482ト | 14.7億円 |

・他都市ごみ（可燃ごみ）量が、本市の一般廃棄物焼却量（R6;29.1万ト）の約20%を占める²¹

本市のごみ処理体制：災害ごみの受入れ

近年の受入れ実績

| 年 | 災害 | 搬入自治体 | 本市受入量 |
|--------|----------|-------------|--------------|
| 平成24年度 | 東日本大震災 | 石巻市 | 22,616ト |
| 平成24年度 | 八女市水害 | 八女市 | 1,162ト |
| 平成28年度 | 熊本地震 | 熊本市 | 11,223ト |
| 平成29年度 | 九州北部豪雨 | 東峰村、朝倉市 | 908ト |
| 令和元年度 | 佐賀県豪雨 | 武雄市 | 141ト |
| 令和2年度 | 令和2年7月豪雨 | 人吉市 大牟田市 | 410ト 266ト |
| 令和5年度 | 令和5年7月豪雨 | うきは市 | 58ト |

※いずれも可燃ごみ

・災害廃棄物の受入れは、被災地の復旧、復興に不可欠であることから、今後も被災地からの要請に基づき、本市の処理能力の範囲内で受け入れる。

目 次

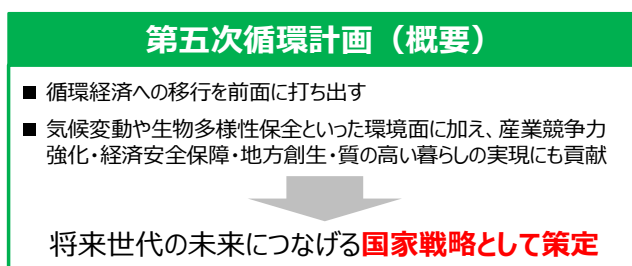
| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

23

廃棄物行政における政府の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定 (2024年8月策定)

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（2000年策定）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。
- 概ね5年ごとに策定しており、昨年、第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されている。
- 第五次循環計画では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、**循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定**された。



(2) 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 (2025年2月変更)

- 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている。
- 今回の変更では、**第五次循環計画との整合を図る形で、目標値を改定**した。

24

廃棄物行政における政府の動向

(3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022年4月施行）

- プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じる。
- 2025年3月までに、市区町村による再商品化計画は31件の認定を行ったほか、製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画について5件、及び排出事業者による再資源化事業計画について計6件を認定。

(4) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（2025年2月施行）

- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、①高度再資源化事業、②高度分離・回収事業、③再資源化工程の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

(5) 資源の有効な利用の促進に関する法律（2026年4月施行）

- 特定の製品の生産量が一定規模以上の製造事業者等に対して、再生資源（リサイクル材）の利用に関する計画の提出や定期報告を義務付け。
- 対象指定製品の製造事業者等による対象指定製品の設計において、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい、長寿命化につながる設計など）には主務大臣の認定制度を創設。
- その他、廃棄物処理法許可の特例適用、CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進など。

25

第五次循環型社会形成推進基本計画の概要

- 第五次循環計画の構成、5つの柱（重点分野）は以下の通りである。

計画の構成



5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

26

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値

| 指標 | 数値目標 | 目標年次 |
|--------------------------------|----------------|--------|
| ①一般廃棄物の排出量 | 令和4年度比約9%削減 | 令和12年度 |
| ②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 約478g | 令和12年度 |
| ③一般廃棄物の出口側循環利用率 | 約26% | 令和12年度 |
| ④一人一日当たりごみ焼却量 | 約580g | 令和12年度 |
| ⑤一般廃棄物の最終処分量 | 令和4年度比約5%削減 | 令和12年度 |
| ⑥産業廃棄物の排出量 | 令和4年度比約1%増加に抑制 | 令和12年度 |
| ⑦産業廃棄物の出口側循環利用率 | 約37% | 令和12年度 |
| ⑧産業廃棄物の最終処分量 | 令和4年度比約10%削減 | 令和12年度 |
| ⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 | 46% | 令和12年度 |
| ⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数 | 22.4年分を維持 | 令和12年度 |
| ⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数 | 17年分を維持 | 令和12年度 |

- ②、③、⑥、⑦については、前目標値よりも低い目標値となっているが、過去の実績や経済活動の見通しなどを基にしつつ、各取組を進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだ値として設定。

27

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の各目標値の達成に向けた施策

- 基本的な方針の目標値達成に向けた施策として以下があげられている。

| 指標 | 目標値 (令和12年度) | 目標値達成に向けた施策 ※各施策・各主体の取組は相互に関連しているため、取組・施策を切り分けることはできないが、各目標に関する代表的な取組を記載。 |
|-------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①一般廃棄物の排出量 | 約37百万トン | <ul style="list-style-type: none"> （国民）国民によるごみ発生抑制に向けた行動が重要であり、商品購入の際に、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、有機資源由来の商品など環境に配慮された商品の選択に努める。また、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリングなどのサービスの利用も排出削減に有効である。特に食品については、期限表示への理解、適量の購入、食べきりなどによって、食品ロスの削減に資する行動が重要である。 （国民）国民がごみを排出する際には、分別排出を行うことで、自治体などの循環利用に向けた取組に協力することが重要である。 参考サイト：Re-Style- 限りある資源を未来につなぐ。今、僕らができること。(env.go.jp) ※循環型社会のライフスタイル促進活動「Re-Style」JHP |
| ②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 約478グラム | |
| ③一般廃棄物の出口側循環利用率 | 約26% | <ul style="list-style-type: none"> （事業者）事業者は、国民の行動を後押しするため、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮することが重要である。 （自治体）住民のごみの排出抑制に関し、普及啓発などを行うとともに、経済的インセンティブを活用した排出抑制等を進めるため、廃棄物処理の有料化の導入といった方法をとることができる。 （自治体）廃棄物の分別収集・再生利用を推進し、循環利用を進める。例えば他の市町村や都道府県との連携により広域的な循環利用を進める。さらに、再生利用の効率化の観点から、関係機関との連携体制構築や民間事業者の活用を行う。 |
| ④一人一日当たりごみ焼却量 | 約580グラム | |
| ⑤一般廃棄物の最終処分量 | 約3.2百万トン | 参考サイト：（1）一般廃棄物処理基本計画策定指針「環境再生・資源循環」環境省 (env.go.jp) （2）環境省「市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール」(env.go.jp) |
| ⑥産業廃棄物の排出量 | 約374百万トン | |
| ⑦産業廃棄物の出口側循環利用率 | 約37% | <ul style="list-style-type: none"> （政府）国民の取組を後押しするため、環境教育やマイバッグ・マイボトルの持参、適量購入などの普及啓発に取り組む。例えば、食品ロス削減に向けて、飲食店での食品ロス削減を呼びかける「mottE CO」普及啓発活動を進める。 （政府）廃棄物の循環利用を進めるため、廃棄物法上の特別制度である再生利用に係る特別制度や広域認定制度の内閣運用を図る。 （政府・自治体）特に④については、一般廃棄物処理施設整備の支援あたって、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化などの推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の処理システムを構築するとともに、温室効果ガス排出を抑制を図る。 （事業者）原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、製造・流通・販売のサプライチェーン全体で廃棄物の排出抑制を進める。 （事業者）排出した廃棄物については、再生利用の拡大に向けて、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静連携により、再生材の活用を進める。 |
| ⑧産業廃棄物の最終処分量 | 約7.8百万トン | |

※各目標値の達成に向けてこれらの施策を実施していくとともに、取組状況や政策効果を把握しつつ、各目標値の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要な施策を講ずるものとする。

28

目 次

| | |
|------------------------------|---------|
| I 「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」について | (P 3～) |
| II 本市のごみ処理の現状と循環計画の進捗状況 | (P 7～) |
| III 各施策の取り組み状況 | (P 13～) |
| IV 本市のごみ処理体制 | (P 18～) |
| V 日本の廃棄物行政の動向 | (P 23～) |
| VI 計画見直しの方向性 | (P 29～) |

29

計画見直しの方向性

(1) 現状と課題

家庭系ごみ

- ・計画の最終目標 (R12: 市民1人一日あたり420グラム) を達成し、順調に減量が進捗

事業系ごみ

- ・計画の最終目標 (R12: 事業系ごみ量157,682トン) を達成し、減量が進捗
- ・環境基本計画 (R6.10) の新目標 (R4年度比20%減) に向け、さらなる減量・資源化が必要

リサイクル率

- ・リサイクル率は家庭系ごみ、事業系ごみともに低下傾向であり、計画の中間目標の達成は困難
- ・ごみ量は順調に減少しており、資源化物の発生量が減少傾向にあることが要因と推測
- ・については、指標の見直しを含めた目標の再検討が必要

産業廃棄物の最終処分量

- ・事業者の経済動向に左右される。国が掲げる目標も参考に、指標の見直しを含めた目標の再検討が必要

現計画策定 (R3) 後の国の動向

- ・「第五次循環計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、各種リサイクル法の見直しなどに基づき、新たな制度・視点に沿った取組みの推進が必要

現計画策定 (R3) 後の本市の動向

- ・環境基本計画 (R6.10改定) や生物多様性戦略 (R7.5改定) など、本市の最新の計画との整合が必要

(2) 検討事項

「循環経済」を促進し、計画の目標達成に向けた環境負荷低減の取組みを推進することが必要

- ・家庭系ごみのさらなる減量・資源化の推進
 - ⇒これまでの施策の継続的な推進・2Rの取組み強化
 - 的確で効率的な情報共有・普及啓発の実施と、環境教育の推進
- ・事業系ごみ対策 (別途、環境審議会で審議)
 - ⇒事業者の意識変革、焼却工場における検査・指導体制の強化、ごみ処理手数料の見直し

30

計画見直しの方向性

(3) 今後のスケジュール（予定）

| 年月 | | 内容 |
|-----|-------|-----------------------|
| R7年 | 8月19日 | 環境審議会に諮問し、審議開始（今回） |
| | 10月頃 | 取り組みの方向性① |
| R8年 | 1月頃 | 取り組みの方向性②・目標値の見直し（案） |
| | 4月頃 | 計画素案（パブリックコメント案）とりまとめ |
| | 6月頃 | パブリックコメント |
| | 7月頃 | パブリックコメントの結果・答申案 |
| | 8月頃 | 答申 |